



市章

大津市公報

令和5年12月25日
号外(第68号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 議会議長告示

- 4 大津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程…………… 1

議会議長告示

大津市議会議長告示第4号

大津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年12月25日

大津市議会議長 竹内基二

大津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和5年条例第70号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告等)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）により行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（様式第2号）により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことができるように字体を残さなければならない。

(報告書類等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条第2項において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 報告書類等を閲覧する者は、報告書類等を前項に規定する場所の外に持ち出し、又は同項に規定する時間外に閲覧することができない。

3 報告書類等を閲覧する者は、報告書類等を破損し、汚損し、又は改ざんしてはならない。

4 議長は、前2項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対して、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(報告等の写しの交付請求)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（様式第3号）により行わなければならない。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限の日が、大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条第1項に規定する市の休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限の日とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附則

この規程は、令和5年12月25日から施行し、同年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

年 月 日

(宛先)

大津市議会議長

大津市議会議員

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額 (円) (単価契約である場合はその旨)	対象会計年度に支払を受けた額 (円)

支払を受けた総額	円
----------	---

(注) 契約金額及び支払を受けた額は、消費税及び地方消費税を含む額を記入すること。

様式第2号 (第2条関係)

年 月 日

(宛先)

大津市議会議長

大津市議会議員

訂正届

大津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第3号 (第5条関係)

年 月 日

(宛先)

大津市議会議長

氏名 _____

住所又は居所

〒

TEL () _____

複写申込書

大津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲